

いばらき消費生活 メールマガジン

2025年5月7日225号

1. 茨城県消費生活センターからのお知らせ

茨城県消費生活相談員養成講座の受講生募集中！！

1. 茨城県消費生活センターからのお知らせ

令和7年度茨城県消費生活相談員養成講座の受講生募集案内について

県消費生活センターでは、消費者安全法に規定する消費生活相談員の資格を取得し、県又は市町村の消費生活相談業務に従事することを目指す方を対象に受験対策のための講座を開催いたします。意欲のある方からのご応募をお待ちしております。

- 1 講座日程 6月21日（土）から8月30日（土）までの土・日曜日（全10日間）いずれも午前10時から午後4時まで
- 2 募集定員 50名（応募者多数の場合は書類選考及び抽選）
- 3 会場 茨城県立青少年会館（水戸市緑町1-1-18）
- 4 受講料 無料
- 5 申込期間 5月30日（金）まで（必着）
- 6 応募方法 「受講申込書（様式第1号）」に受講申込動機（400字以内、申込書に書けない場合は、任意様式にて記載）を添えて郵送又は直接持参。

なお、講座内容等詳細な日程表及び申込書については、県消費生活センターのホームページ「いばらき消費生活ナビ」をご覧ください。

○令和7年度茨城県消費生活相談員養成講座の受講生募集案内について

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/project/consultant/r7youryou.htm>

県消費生活センター

電話 029-224-4722 担当 秋永

○消費生活相談員資格試験について（国民生活センター）

消費生活相談員資格試験・消費生活専門相談員資格認定制度

<https://www.kokusen.go.jp/shikaku/shikaku.html>

.....

「困ったな」「おかしいな？」と思ったら、すぐに消費生活センターなどに相談しましょう。商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど専門の相談員が受け付け、公正な立場でトラブル解決のための助言、あつせん（消費者が当事者として事業者と交渉するための手助け）、情報提供などを行います。

◇ご相談は「消費者ホットライン」をご利用ください。

全国共通・局番なし3桁「消費者ホットライン：188（いやや）番」

最寄りの消費生活相談窓口、又は国民生活センターをご案内します。

※相談できる曜日・時間帯は、お住いの地域の相談窓口によって異なります。

※相談は無料ですが、通話料金をご負担ください。

.....

※当メールマガジンの配信を停止したい場合は、ホームページ「いばらき消費生活ナビ」より配信停止の手続きを行ってください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/project/mail-magazine.html>

このメールに心当たりのない場合やご不明な点がある場合は、お手数ですが

mail:syose@pref.ibaraki.lg.jp までご連絡ください。

.....

■□■□■□■□■□■□■□■□■

【お問合せ先】

発行・編集 茨城県消費生活センター

〒310-0802 茨城県水戸市柵町1丁目3番1号

TEL：029-224-4722

FAX：029-226-9156

■□■□■□■□■□■□■□■□■